

指定管理者制度導入施設における評価委員会によるモニタリングの新評価制度の導入について

★以下の新評価制度を、平成 29 年度公募・選定、平成 30 年度から指定管理期間が始まる施設から順次導入します。

<新評価制度の概要>

○ 評価制度の改定

(旧)「評価項目」ごとの評価を実施

(新) ①「評価項目」ごとの評価、②「年度評価」、③「総合評価」(1～4年目の総括評価)、④「最終評価」の実施(5年間の総括評価)

○ 指定管理者選定における減点措置の導入

⇒新評価制度における③「総合評価」でIV評価のついた指定管理者(指定取消しや業務停止には至らないものの、業務の実施状況が適切ではない事業者)について、次期公募時において減点措置を取る。

① 「評価項目」ごとの評価	② 「年度評価」	③ 「総合評価」(1～4年目の総括評価) ④ 「最終評価」(5年間の総括評価)
S : 計画を上回る優良な実施状況 A : 計画どおりの良好な実施状況 B : 計画どおりではないが、ほぼ良好な実施状況 C : 改善を要する実施状況 ※基準は指定管理者申請時の「提案内容」	※①「評価項目」ごとの評価の S~C の割合で決定 S : 項目ごとの評価のうち S が 5 割以上で、B・C が ない A : 項目ごとの評価のうち B が 2 割未満で、C が ない B : S・A・C 以外 C : 項目ごとの評価のうち C が 2 割以上 又は、C が 2 割未満であっても、文書による是正 指示を複数回行う等、特に認める場合	※②「年度評価」の S~C の割合で決定 I : 評価対象となる年度の年度評価のうち S が 5 割以上 で、B・C が ない II : 評価対象となる年度の年度評価のうち B が 3 割未 満 で、C が ない III : I・II・IV 以外 IV : 評価対象となる年度の年度評価のうち C が 5 割以上 ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な 改善傾向が認められる場合を除く

<府市場での導入スケジュール> 「年度評価」、「総合評価」及び「最終評価」については、第 3 期指定管理期間 (H34~) から導入する。

